

どの収入を得ていた。

b 避難の経緯等

原告番号5は、子ら(原告番号6、7)を伴って、福島第一発電所事故後、e d村から出された避難指示に従って、3月15日、南方への避難を開始し、同月18日、自動車でたどり着いた埼玉県g h市で支援を求め、民間の賃貸住宅の無料提供を受けたが、平成24年11月頃、家主から避難指示が解除されたことを理由に退去を求められた。そこで、避難先候補地をインターネットで検索するなどして、地縁等はなかったものの、公営住宅を避難者に提供している愛媛県への避難を決意し、12月17日からg i市で避難生活を始めた。他方で、原告番号5の両親は、福島県内(e i市を経て、f k市)に避難し、原告らとは離別することとなった。(なお、両親は平成29年3月にf k市の避難施設が閉鎖されたため、e d村に帰村した。)

c 避難生活の実情等

原告番号6及び7は、埼玉県g h市での避難生活中に、学校で、「福島から来た子は放射能がうつるから来るな。」等と言われて、いじめに遭い、原告番号6は9月頃から、同7は平成24年10月頃から不登校になった。原告番号5は、g hで営農するために農地を借りたり、倉庫を建てたり、機械を購入したりした矢先に転居せざるを得なくなって困窮し、g i市への転居後は、血糖値が急上昇する等して50日間程入院し、歯も全部抜けるなどした上、精神的にも不安定になり、自殺未遂に至った。同原告らは、g i市への転居後は、避難者であることを隠して生活していたが、原告番号6は、全日制の高校に入学したものの、小学6年から中学まで不登校となったこともあって、集団生活になじまず、高校2年のときに退学して、通信制高校に転入した。原告番号6には白血球の数値悪化や尿潜血がみられ、原告番号7にも血小板の数値低下や小児喘息の悪化がみられた。

原告番号5は、現避難先で農業をするため、平成25年に古民家を買取り、費用を掛けて改修し、平成27年3月頃から休耕地を借用等したが、借用地の大半が抜根等を要する荒地で、農機等もないため、農業による収益は上がっていない。放射線量や除染状況に関する政府等の発表には不信を抱いており、子らへの健康に対する不安もあるため、e d村に帰還して農業を再開することは難しいと考えている。

(イ) 損害額

原告番号5は、自治体の避難指示に従って避難を開始し、それによって同居家族と離別した上、居住地で営んでいた生業を失ったこと、その自身の悪化は福島第一発電所事故や避難生活において様々なストレスを受けたことが相当程度影響しているものと推測され、その程度も入院や自殺未遂に至るなど相当重かったと認められる。このような状況で受けた精神的苦痛の内容及び程度、避難の経緯及び避難生活の態様、年齢性別など本件に現れた一切の事情を斟酌すると、その慰謝料は750万円が相当と認められる。

原告番号6及び7は、政府の避難指示に従って避難をし、避難先でいじめに遭い不登校となる等、精神的不安定に陥ったことが認められ、このような状況で受けた精神的苦痛の内容及び程度、避難の経緯及び避難生活の態様その他年齢、性別等本件に現れた一切の事情を斟酌すると、500万円が相当と認められる。

(ウ) 既払金

被告東電が、直接請求手続において、原告番号5の平成23年3月11日から平成24年8月までの精神的損害に対し182万円を、原告番号6及び7に対し同期間の精神的損害に対し217万円を、各支払ったことには争いが無い。

(エ) 弁護士費用・認容額

弁護士費用は、別紙認容額等一覧表の該当欄記載の金額をそれぞれ相当と認める。そうすると、認容額は、同別紙の認容額欄記載のとおりとなる。

ウ 世帯番号3

(ア) 認定事実

前記認定事実、証拠(甲個3の1、原告番号8本人)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認定することができる。

a 世帯の概要及び福島第一発電所事故発生前の生活状況等

原告番号8(昭和24年生・女性)は、福島第一発電所事故当時、e b市の自宅で居住していた。原告番号8は、福島県内で出生后、同県内で大学まで進学して、教員免許を取得し、小学校の教員となり、同じく教員の夫と婚姻して長男をもうけ、e b市内の持ち家で、家族3人で生活し、夫が亡くなってからは上記自宅で長男と生活していたが、長男が愛媛県内の大学に進学したため、それ以降は単身で生活していた。平成22年3月31日、38年務めた教員を定年退職し、地元の友人との交流や趣味のサークル活動等を楽しんでいた。

b 避難の経緯等

原告番号8は、福島第一発電所事故後、風向きの影響で放射性物質に汚染されたホットスポットの出現が徐々にe b市に近づいていると危険を感じ、また、大学卒業後、愛媛県内で就職し、g e市に居住していた長男からも避難を呼び掛けられたため、避難を決意して、3月15日頃から長男が住むワンルームマンションで避難生活を始めたが、手狭であったため、数か月後、長男と二人で賃貸マンションに転居し、平成24年6月、同市内に中古住宅を購入した。

c 避難生活の実情等

原告番号8は、避難から2～3年経った頃、手のしびれを発症し、脳梗塞との診断を受けて2週間入院したほか、福島第一発電所事故前から患っていた糖尿病も悪化して、現在も通院中である。地縁等がなく、友人もいないg eでの生活に孤独を感じ、公民館等で交友を得ようとしたが馴染めず、また、夫の親族から福島に帰るよう言われる等して、ストレスを感じているほか、夫の墓の管理をその親族に任せるなどして避難していること等に後ろめたさも感じている。しかし、現在も除染作業によって除去された土壌等が仮置きされたままである等聞いて、被ばくへの不安等を拭えないことやe b市の自宅を平成24年3月から賃貸していることなどから、帰還は考えていない。

(イ) 損害額

原告番号8が上記認定の状況において受けた精神的苦痛の内容及び程度、避難の経緯及び避難生活の態様その他年齢、性別等本件に現れた一切の事情を斟酌すると、その慰謝料は50万円が相当と認められる。

(ウ) 既払金

被告東電が、直接請求において、原告番号8に対し、自主的避難等に係る精神的損害に対する賠償として8万円を支払ったことには争いが無い。

(エ) 弁護士費用・認容額

弁護士費用は別紙認容額等一覧表の該当欄記載の金額を相当と認める。そうすると、認容額は、同別紙の認容額欄記載のとおりとなる。

エ 世帯番号4

(ア) 認定事実

前記認定事実、証拠（甲個4の1、原告番号9本人）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認定することができる。

a 世帯の概要及び福島第一発電所事故発生前の生活状況等

原告番号9（昭和56年生・女性）は、e b市で生まれ、高校までc q市内の学校に通い、福島第一発電所事故当時は婚姻していたが、夫とは別居中であり、同市内の実家に実父母及び長男（原告番号10、平成19年生）の4人で居住していた。

b 避難の経緯等

原告番号9は、福島第一発電所事故後もc q市の実家で生活をしてきたが、平成24年12月頃、喉の腫れや痛みを覚えて放射線の影響ではないかと不安を感じ、また、被ばくにより長男（原告番号10）に健康影響が出ることを危惧して、長男と共に避難することを決意し、地縁等はないものの、気候が温暖な愛媛県への避難を決め、g e市の民間住宅に転居した。

c 避難生活の実情等

原告番号9は、平成25年1月から保険会社の営業の仕事を始めたが、研修期間終了後は地縁等のない地域でノルマが達成できず、平成26年2月頃その仕事を辞め、以後アルバイトを転々とした後、現在は工場で働いている。手取り月収は7、8万円で生活は苦しく、平成26年4月に住宅支援を受けて県営住宅に転居したが、同支援がいつまで続くか不明で、身近に頼りになる親戚や知人もいないため、不安が強い。原告番号10は、特に問題なく地元小学校に通学しているが、祖父母との離別に心を痛み、c q市に戻りたいと言うこともある。しかし、原告番号9は、土壌等の放射性物質の汚染による健康影響への不安が拭えないため、直ぐに帰還することは考えていない。

(イ) 損害額

原告番号9及び同10の上記認定の状況の下で受けた精神的苦痛の内容及び程度、避難の経緯及び避難生活の態様、年齢、性別等本件に現れた一切の事情を斟酌すると、その慰謝料は、原告番号9につき30万円が、同10につき60万円が相当と認められる。

(ウ) 既払金

被告東電が、直接請求手続において、自主的避難等に係る精神的損害に対する賠償として原告番号9に対し8万円を、原告番号10に対し48万円を支払っていることには争いがない。

(エ) 弁護士費用・認容額

弁護士費用は別紙認容額等一覧表の該当欄記載の金額をそれぞれ相当と認める。そうすると、認容額は、同別紙の認容額欄記載のとおりとなる。

オ 世帯番号5

(ア) 認定事実

前記認定事実、証拠（甲個5の1、原告番号11本人）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認定することができる。

a 世帯の概要及び福島第一発電所事故発生前の生活状況等

原告番号11（昭和51年生・男性）は、福島第一発電所事故当時、e i市で妻と生後2か月の長男の3人で居住していた。原告番号11は、e b市で生まれ、高校までe i市の学校に通学し、東京の服飾専門学校に進学して、卒業後は30歳頃まで東京やg jで生活し、e i市に帰ってからは革靴製造工場で働いていたが人員削減で解雇され、2年間専門学校に通学して介護福祉士の資格を取得し、4月からe i市の介護施設で正社員として勤務する予定であり、同施設で研修を受けていた。また、平成22年に妻と婚姻して、同年、長男をもうけた。

b 避難の経緯等

原告番号11は、福島第一発電所事故後、放射性物質に対する不安、恐怖や子どもへの健康影響を考え、3月15日、妻、長男と共に京都の知人宅に避難し、同所で9か月ほど過ごした後、平成24年1月に沖縄県に転居したが、沖縄での子育てに不安を抱いた妻の提案で、双方の親族が居住する愛媛県への移住を決め、平成25年3月にg k市の県営住宅に転居した。

c 避難生活の実情等

原告番号11は、愛媛県への転居後、介護福祉士として介護施設で働き始めたが、なかなか職場に馴染めず、同僚からいつまで愛媛県にいるのか、長く続けられるのかと問われたりしたこともあった。また、福島から逃げてきたという負い目があり、親しい友人らとも離れて孤独を感じている。妻は、平成25年に長女を出産した後、事務の仕事をしたが、長男が保育園でいじめを受け、妻も他の保護者と折り合いが悪かったことから、長男を別の区域の小学校に入学させるため、長男及び長女を連れて転居し、原告と別居した。原告番号11は、妻の両親から帰還を促されていることや、長男が小学校で落ち着きのなさを指摘されたことに関し、これまで転居を繰り返したことや祖父母らが側にいないことの影響を懸念して、e i市への帰還を希望したが、放射線の子らへの影響を心配する妻と意見が対立して、夫婦仲は険悪となり、平成28年12月に離婚に至った。しかし、夫婦は、離婚後も行き来して転居の相談をするなどしており、未だ別居は継続中であるものの、最近復縁するに至った。

原告番号11は、発表されている放射線量等は直ちに信用できないと考えており、また、子らの甲状腺がん発症が増えた等の報道にも接して、未だ幼い子らの健康影響について不安が残ることなどから、直ぐに帰還することは考えていない。

(イ) 損害額

原告番号11について、上記認定の状況で受けた精神的苦痛の内容及び程度、避難の経緯及び避難生活の態様、年齢、性別等本件に現れた一切の事情を斟酌すると、その慰謝料は50万円が相当と認められる。

(ウ) 既払金

被告東電が、直接請求手続において、原告番号11に対し、自主的避難等に係る精神的損害として8万円を支払ったことには争いがない。

(エ) 弁護士費用・認容額

弁護士費用は別紙認容額等一覧表の該当欄記載の金額を相当と認める。そうすると、認容額は、同別紙の認容額欄記載のとおりとなる。

カ 世帯番号6

(ア) 認定事実

前記事実、証拠(甲個6の1、原告番号12本人)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認定することができる。

a 世帯の概要及び福島第一発電所事故発生前の生活状況等

原告番号12(昭和52年生・女性)は、福島第一発電所事故当時、e i市で夫、長男、長女の4人で居住していた。

原告番号12は、g e市で生まれ、大学まで地元の学校に通い、卒業後は4年間病院で介護職として勤務し、平成16年に愛媛県出身の夫と婚姻してe i市に転居し、平成20年に長男、平成22年に長女をもうけて、専業主婦として家事育児に従事していた。

b 避難の経緯等

原告番号12は、福島第一発電所事故後、各種報道に接して放射性物質による汚染がe i市に向かっていると考え、3月14日、子らと共に実家のあるg e市へ避難し、1年ほど実家で過ごした後、同市内の賃貸マンションに子らとともに転居し、平成25年4月には祖父母が以前住んでいた家に転居した。

c 避難生活の実情等

原告番号12は、平成25年6月から介護職として働いている。e i市に残った夫やその両親から、e iへ戻るように度々求められ、また、子らへの放射線影響に関する認識が夫婦間で異なっていたことから、夫婦仲は次第に悪化し、平成26年6月に同原告が子らの親権者となる旨定めて、夫と調停離婚するに至った。原告番号12は、e i市での生活等に特段の思い入れはないが、福島第一発電所事故によって夫と別居及び離婚するに至って、家庭が崩壊したと考えている。

(イ) 損害額

原告番号12について、上記認定の状況で受けた精神的苦痛の内容及び程度、避難の経緯及び避難生活の態様、年齢、性別等本件に現れた一切の事情を斟酌すると、その慰謝料は50万円が相当と認められる。

(ウ) 既払金

被告東電が、直接請求手続において、原告番号12に対し、自主的避難等に係る精神的損害として8万円を支払ったことには争いが無い。

(エ) 弁護士費用・認容額

弁護士費用は別紙認容額等一覧表の該当欄記載の金額を相当と認める。そうすると、認容額は、同別紙の認容額欄記載のとおりとなる。

キ 世帯番号7

(ア) 認定事実

前記認定事実、証拠(甲個7の1、原告番号13本人)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認定することができる。

a 世帯の概要及び福島第一発電所事故発生前の生活状況等

原告番号13(昭和16年生・男性)は、福島第一発電所事故当時、e b市で、妻・原告番号14(昭和18年生)、長男・原告番号15(昭和47年生)と娘の4人で居住していた。

原告番号13は、g l市で生まれ、高校まで地元の学校に通い、千葉の大学を卒業後、e b市内に本店のある銀行に就職し、以後、福島県内、東京、a j等に転勤して55歳で定年退職し、その後、病院に再就職して65歳の定年まで働いた。昭和46年に原告番号14と婚姻し、昭和51年にe b市内に自宅を建ててからは主に同市内で勤務した。原告番号14は、g d市で生まれ、高校まで地元の学校に通い、東京の大学に進学し、卒業後は東京で就職し、上記婚姻後は専業主婦となった。福島第一発電所事故当時は、原告番号13及び14は、年金で生活をしていた。原告番号15は、g d市で生まれ、福島県内の小中高を卒業後、東京の大学を卒業し、福島県内の会社に就職するため家に戻り、福島第一発電所事故当時は無職であった。

b 避難の経緯等

原告番号13、同14とその娘、同15は、福島第一発電所事故後、放射線による環境汚染等に不安を抱き、3月14日にg dに、翌15日にg mへ避難した後、一時福島に戻ったが、情報が不足している中で福島での生活を続けることに不安があったため、地縁等はなかったものの、問い合わせへの対応が親身であると感じた愛媛県への避難を決め、4月中旬に原告番号15がまずg e市の県営住宅に転居し、次いで、同月下旬に原告番号14が、5月中旬に娘がそれぞれ転居した。原告番号13は、自宅管理等に係る雑務を処理した後、10月上旬に転居した。

c 避難生活の実情等

上記転居後、原告番号13は、貯金を切り崩したり、g d市に所有していた土地を売却したりして、生活費を工面したが、家族の間では避難生活や帰還に対する意見が対立して、度々言い争いになり、各自の心身の状態が悪化等したため、平成24年1月以降は、原告番号13及び娘の世帯、同14及び同15の世帯に別れて、生活するようになった。

原告番号13は、11月中旬に重症筋無力症と診断され、現在も通院治療中である。原告番号14は、上記転居後、リウマチを発症し、また、福島第一発電所事故前から患っていた後縦靭帯骨化症も悪化した。原告番号15も、健康不安を覚えて、複数回にわたり甲状腺の検査を受ける等している。同原告らは、地元を離れたことや家族が分断されたこと等にストレスを感じており、原告番号13は、いずれ福島へ帰りたいと考えているが、高齢で転居の負担が重いことや健康影響に対する不安が拭えないことから、現時点での帰還は考えていない。

(イ) 損害額

原告番号13ないし15の上記認定の状況の下で受けた精神的苦痛の内容及び程度、避難の経緯及び避難生活の態様、年齢、性別等本件に現れた一切の事情を斟酌すると、その慰謝料は、各原告について、いずれも50万円が相当と認められる。

(ウ) 既払金

原告番号13ないし15は、被告東電に対し直接賠償請求手続を取っていないため、既払はない。

(エ) 弁護士費用・認容額

弁護士費用は別紙認容額等一覧表の該当欄記載の金額をそれぞれ相当と認める。そうすると、認容額は、それぞれ同別紙の認容額欄記載のとおりとなる。

ク 世帯番号8

(ア) 認定事実

前記認定事実、証拠（甲個8の1、原告番号17本人）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認定することができる。

a 世帯の概要及び福島第一発電所事故発生前の生活状況等

原告番号16（福島第一発電所事故時32歳・男性）は、福島第一発電所事故当時、e h市で、子（原告番号19・同8歳）と居住していた。原告番号17（福島第一発電所事故時35歳・女性）は、福島第一発電所事故当時、e h市で、子ら（原告番号18・同9歳及び同20・同4歳）と3人で居住していた。

原告番号16は、e h市で生まれ、高校まで地元の学校に通い、専門学校で陸上特殊無線の資格を取り、卒業後は家電量販店に就職し、平成14年に婚姻して原告番号19をもうけたが、その後、妻と離婚して子（原告番号19）の親権者となり、運送会社に転職した。

原告番号17は、愛媛県で生まれ、短大まで地元の学校に通って、卒業後は同県内で就職し、平成11年にe h市出身の夫と婚姻し、平成14年に原告番号18をもうけ、平成17年に家族でe h市に転居し、平成18年に原告番号20をもうけたが、平成20年に離婚して、子ら（原告番号18及び20）の親権者となった。

原告番号17は、福島第一発電所事故当時、e h市内の自動車工場で稼働し、その取引先に勤務する原告番号16と顔見知りであったところ、両者は福島第一発電所事故後、互いに助け合う等して親しくなり、愛媛への転居後の平成24年末に婚姻し、平成25年に原告番号21を、平成26年に同22をもうけた。

b 避難の経緯等

原告番号17は、福島第一発電所事故後、被ばくの危険を感じて、事故の数日後、原告番号18及び20を連れて愛媛県の実家に避難したが、勤務先から戻るように言われて、原告番号18及び20を残してe h市に戻り、4月に原告番号20をe h市に連れて帰ったが、同年6月末、幼い子への放射能の影響を危惧して愛媛県で生活することに決め、退職してg e市内の賃貸住宅に転居した。

原告番号16は、11月に愛媛県に転居して町営住宅に原告番号19と2人で生活を始め、原告番号17との婚姻後は、同人らが住む賃貸住宅に原告番号19と共に転居した。

c 避難生活の実情等

原告番号16、17は、愛媛県への転居後すぐに職探しを始め、原告16は仮職員として勤務した後に転職し、原告番号17も派遣社員として働いているが、愛媛県では民間住宅への家賃補助がないこと等から家計は苦しい。子らは転居先での生活になかなか馴染めず、原告番号18は情緒不安定になり、同20は問題行動を起こすようになり、同19は学校でいじめに遭って不登校となった。その後、同20は、環境を変えた方がよいとの児童相談所の助言もあって、平成27年7月に原告番号17の前夫宅に転居することになった。また、原告番号16は、e h市に住むその父親から親子の縁を切ると言われて心を痛めており、いずれ帰還したいという気持ちがないわけではない。しかし、原告番号17共々、放射線の健康影響、特に女兒の被ばくによる甲状腺がん発症のリスクへの不安が強いこと等から、現時点では帰還することは考えていない。

(イ) 損害額

原告番号16について、上記認定の状況の下で受けた精神的苦痛の内容及び程度、避難の経緯及び避難生活の態様その他年齢、性別等本件に現れた一切の事情を斟酌すると、その慰謝料は50万円が相当と認められる。

原告番号17について、福島第一発電所事故後避難を開始して間もなく妊娠したこと、上記認定の状況の下で受けた精神的苦痛の内容及び程度、避難の経緯及び避難生活の態様等本件に現れた一切の事情を斟酌すると、その慰謝料は60万円が相当と認められる。

原告番号18ないし20について、上記認定の状況の下で受けた精神的苦痛の内容及び程度、避難の経緯及び避難生活の態様等本件に現れた一切の事情を斟酌すると、その慰謝料はいずれも80万円が相当と認められる。

これに対し、原告番号21及び22は、福島第一発電所事故後の平成25年及び平成26年に出生した者であり、避難生活の態様その他本件に現れた一切の事情を斟酌しても、同原告らについては、慰謝料をもって賠償すべき精神的損害が発生しているとは認められない。

(ウ) 既払金

被告東電が、直接請求手続において、自主的避難等に係る精神的損害として原告番号16に対し8万円、原告番号17に対し16万円、原告番号18ないし20に対し各48万円を支払ったことには争いが無い。

(エ) 弁護士費用・認容額

弁護士費用は、別紙認容額等一覧表の該当欄記載の金額をそれぞれ相当と認める。そうすると、認容額は、それぞれ同別紙の認容額欄記載のとおりとなる。

ケ 世帯番号9

(ア) 認定事実

前記認定事実、証拠（甲個9の1、原告番号23本人）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認定することができる。

a 世帯の概要及び福島第一発電所事故発生前の生活状況等

原告番号23（昭和22年生・男性）は、福島第一発電所事故当時、c f市でその妻（原告番号24・昭和25年生）と2人で居住していた。

原告番号23は、c f市で生まれ、高校まで同市内の学校に通い、原告番号24は、f k市で生まれ、高校まで同市内の学校に通い、両名は、いずれも大学卒業後、教員となり、昭和50年に婚姻して3子をもうけた。原告番号23は60歳の定年まで教員として勤務し、定年退職後は市の嘱託職員として勤務し、原告番号24は55歳で教員を退職した。

同原告らの居住地であったc f市e 1区は、3月15日に屋内退避指示の対象区域として指定され、4月22日、同指示は解除され、緊急時避難準備区域に指定され、同指定は9月30日に解除された。

b 避難の経緯等

原告番号23及び24は、福島第一発電所事故後の3月16日、c f市から速やかに避難してほしいとの要請を受けて、北海道の二女宅に避難した後、10月、g e市の長女宅へ避難し、その後、同市内の民間住宅を経て、平成25年4月から市営住宅で生活している。

c 避難生活の実情等

同原告らは年金及び預金を切り崩して生活費に充てている。原告番号23は、平成25年に悪性リンパ腫、平成27年に大腸ポリープを発症して手術を受け、医師からはストレスの影響を示唆された。原告番号24は、孫の世話等をしているが、疲れやすさや無力感を感じるようになった。

原告番号23は、いずれc f市に戻りたいという気持ちがあるが、山林等の除染が未了であると聞いていることや現在も通院継続中であること等から、直ぐに帰還することは考えていない。

(イ) 損害額

原告番号23及び24は、自治体の要請に従って避難をしており、上記認定の状況の下で受けた精神的苦痛の内容及び程度、避難の経緯及び避難生活の態様、年齢、性別等本件に現れた一切の事情を斟酌すると、その慰謝料は各300万円が相当と認められる。

(ウ) 既払金

被告東電が、直接請求手続において、原告番号23及び24に対し、自主的避難等に係る精神的損害として各180万円を支払っていることには争いがない。

(エ) 弁護士費用・認容額

弁護士費用は、別紙認容額等一覧表の該当欄記載の金額をそれぞれ相当と認める。そうすると、認容額は、それぞれ同別紙の認容額欄記載のとおりとなる。

コ 世帯番号10

(ア) 認定事実

前記認定事実、証拠(甲個10の1、原告番号25本人)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認定することができる。

a 世帯の概要及び福島第一発電所事故発生前の生活状況等

原告番号25(昭和57年生・女性)は、福島第一発電所事故当時、e h市の自宅で両親と3人で居住していた。原告番号25は、e h市で生まれ、高校まで同市内の学校に通い、東京の大学を卒業後、e h市に帰って事務の仕事等をし、福島第一発電所事故時は学習塾で講師のアルバイトをしていた。

b 避難の経緯等

原告番号25は、福島第一発電所事故による爆発の様子をテレビで見る等して危険を感じ、事故の数日後、仕事があった父を残して、母と共にg j市の弟宅に避難した。母は、3月31日、e h市に帰ったが、原告番号25自身はインターネットで調べて自主的避難等対象者に親切という評判があった愛媛県への避難を決め、g e市の県営住宅に転居した。

c 避難生活の実情等

原告番号25は、上記転居後、派遣社員等として働き、平成29年9月には契約社員になったが、手取り月収は少なく、住宅補助が打ち切られると、生計の維持が困難となる。避難から2年程経った頃、ストレスや対人関係等から適応障害と診断され、その後、趣味や職場を通じて少しずつ知り合いができ、g eでの生活にも大分馴染んだが、現在も心療内科に通院し投薬を受けている。父母と離れたこと等から寂しい思いをしているが、放射線による健康被害の不安が拭えないことから、e h市への帰還は考えていない。

(イ) 損害額

原告番号25について、上記認定の状況の下で受けた精神的苦痛の内容及び程度、避難の経緯及び避難生活の態様その他年齢、性別等本件に現れた一切の事情を斟酌すると、その慰謝料は50万円が相当と認められる。

(ウ) 既払金

被告東電が、直接請求手続において、原告番号25に対し、自主的避難等に係る精神的損害として8万円を支払ったことには争いがない。

(エ) 弁護士費用・認容額

弁護士費用は、別紙認容額等一覧表の該当欄記載の金額を相当と認める。そうすると、認容額は、同別紙の認容額欄記載のとおりとなる。

第4 結語

以上の次第で、原告らの被告らに対する本件請求は、別紙認容額等一覧表の各認容額欄に金額の記載がある各原告が、被告らに対し、各自、同一覧表の各認容額欄記載の金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める範囲で理由がある。

よって、主文のとおり判決する。

民事第2部

(裁判長裁判官 久保井恵子 裁判官 百瀬玲 裁判官 和田義光)

別紙認容額等一覧表

別紙 定義語集

別紙 関係法令の定め（省略）

（別紙）

争点整理一覧表

別紙 争点整理表（損害論）

別紙 争点整理表（損害論）

別紙 争点整理表（損害論）

争点 8 損害各論

1 各原告の被害状況等
（原告ら）

各原告の被害状況等に関する主張は、別紙原告ら準備書面 29、2、23、10、9、21、4、18、22、20、19、30のとおりである。

2 各原告に係る損害

(原告ら)

各原告の精神的損害に対する慰謝料は、次のような事情も考慮すれば、いずれも1500万円を下らない。

福島第一発電所事故の被害者らは、突然、何らの準備もなく着の身着のままの状態、別の地域に避難せざるを得ないこととなった。福島第一発電所事故前の被害者らの生活は、財産的基盤(住居、あらゆる生活財など)、経済的基盤(就労先、取引先など)、人間関係ないしコミュニティ(生活上、業務上、教育上など様々である)、地域的利便性(その地域での生活において確立されていた、種々のノウハウ、頼れる先など)などの上に成り立っていた。これらが福島第一発電所事故によって、突然、同時に奪われたことにより複合的な経済的・精神的損害が生じたのであり、被害は極めて甚大である。これらの複合的な損害全体がそのまま包括的に把握されるべきであり、個別の財産的損害を個々に計算して積み上げるのでは足りないことは明白である。原告らが請求するのは、長い時間をかけて培ってきた様々な上記の資源を同時に喪失する(=包括的生活利益としての平穩生活権の侵害)という、財産権侵害という枠組みでは評価し得ない損害事実の全体を包括した慰謝料である。

このような被害の全体像をありのまま包括的に捉えるためには、避難及び避難生活中に多数の原告世帯に共通して生じている苦難を漏れなくつづきに見る必要がある。その一部は、各原告の被害状況として上記のとおり主張しているが、具体的な被害の内容には、避難行動、避難に伴って宿泊した事実、転居の事実、避難先で生活財を購入した事実など、財産的損害と評価し得る損害も含まれる。ただし、原告らは、これらの個別の財産的損害項目を積上げて合算したものを損害の全部ないし一部として主張するものではなく、包括的生活利益としての平穩生活権を侵害されたことによる慰謝料という形で評価するものであり、個別の財産損害は、かかる全体のうち、「損害の一部」というよりは、慰謝料算定の基礎となる「事情の一つ」というべきものである。したがって、本件請求では個別損害の積上げをすることは目的ではなく、各個別の損害額を論ずる必要はない。もっとも、損害の全体像のごく一部であるとはいえ、金銭支出や個別財産の喪失は、有形的ないし可視的であり、これらの事情は損害額を検討する上で下限を画するものといえる。そこで、損害把握の手掛かりとして、各原告に生じた財産的損害(ただし弁護士費用を除く。)も含めた損害額を、次のとおり、参考として示すこととする。

(1) 世帯番号1

原告番号1には、移動交通費、一時立入費用、家財道具価値損失損害、生活費増加費用、就労不能損害、農業機械損害、精神的損害(避難に関する慰謝料780万円、コミュニティ侵害に関する慰謝料250万円)を併せると、平成29年8月28日時点で、合計3550万9029円の損害が発生している。同時点までの既払額1147万6149円を控除すると、2403万2880円となる。

原告番号2ないし4には、精神的損害(避難に関する慰謝料780万円、コミュニティ侵害に関する慰謝料250万円)として、平成29年8月28日時点で、合計1030万円の損害がそれぞれ発生している。同時点までの既払額514万円を控除すると、516万円となる。

(2) 世帯番号2

原告番号5には、移動交通費、家財道具移動費用、一時立入費用、家財道具価値喪失損害、生活費増加費用、就労不能損害、農業機械損害、精神的損害(避難に関する慰謝料830万円、コミュニティ侵害に関する慰謝料250万円)を併せると、平成30年1月6日時点で、合計3955万円の損害が発生している。同時点までの既払額522万4034円を控除すると、3432万5966円となる。

原告番号6及び7には、移動交通費、生活費増加費用、精神的損害(避難に関する慰謝料830万円、コミュニティ侵害に関する慰謝料250万円)を併せると、平成30年1月6日時点で、合計1248万円の損害がそれぞれ発生している。同時点までの既払額279万円を控除すると、969万円となる。

(3) 世帯番号3

原告番号8には、移動交通費、家財道具移動費用、一時立入費用、精神的損害(避難に関する慰謝料780万円、コミュニティ侵害に関する慰謝料250万円)を併せると、平成29年8月25日時点で、合計1242万5000円の損害が発生している。同時点までの既払額12万円を控除すると、1230万5000円となる。

(4) 世帯番号4

原告番号9には、移動交通費、一時立入費用、家財道具価値喪失損害、生活費増加費用、就労不能損害、精神的損害(避難に関する慰謝料540万円、コミュニティ侵害に関する慰謝料250万円)を併せると、平成29年6月3日時点で、合計1950万円の損害が発生している。

原告番号10には、精神的損害(避難に関する慰謝料540万円、コミュニティ侵害に関する慰謝料250万円)として、平成29年6月3日時点で790万円の損害が発生している。

(5) 世帯番号5

原告番号11には、移動交通費、帰省費用、家財道具価値喪失損害、生活費増加費用、就労不能損害、精神的損害(避難に関する慰謝料830万円、コミュニティ侵害に関する慰謝料250万円)を併せると、平成30年1月25日時点で、合計1509万円の損害が発生している。同時点までの既払額4万円を控除すると、1505万円となる。

(6) 世帯番号6

原告番号12には、移動交通費、生活費増加費用、病院治療費、精神的損害(避難に関する慰謝料790万円)を併せると、平成29年9月12日時点で、合計1016万円の損害が発生している。同時点までの既払額12万円を控除すると、1004万円となる。

(7) 世帯番号7

原告番号13には、移動交通費、家財道具購入費用、家財道具価値喪失損害、生活費増加費用、精神的損害(避難に関する慰謝料840万円、コミュニティ侵害に関する慰謝料250万円)を併せると、平成30年2月9日時点で、合計1878万4000円の損害が発生している。

原告番号14及び15には、移動交通費、生活費増加費用、精神的損害(避難に関する慰謝料840万円、コミュニティ侵害に関する慰謝料250万円)を併せると、平成30年2月9日時点で、原告番号14につき合計1378万4000円、原告番号15につき合計1227万1000円の損害が発生している。

(8) 世帯番号8

原告番号16には、移動交通費、家財道具価値喪失損害、生活費増加費用、就労不能損害、精神的損害(避難に関する慰

謝料 830 万円、コミュニティ侵害に関する慰謝料 250 万円) を併せると、平成 30 年 1 月 26 日時点で、合計 1718 万円の損害が発生している。同時点までの既払額 12 万円を控除すると、1706 万円となる。

原告番号 17 には、生活費増加費用、就労不能損害、精神的損害(避難に関する慰謝料 830 万円、コミュニティ侵害に関する慰謝料 250 万円) を併せると、平成 30 年 1 月 26 日時点で、合計 1109 万円の損害が発生している。同時点までの既払額 72 万円を控除すると、1037 万円となる。

原告番号 18 及び 19 には、精神的損害(避難に関する慰謝料 830 万円、コミュニティ侵害に関する慰謝料 250 万円) として、平成 30 年 1 月 26 日時点で、1080 万円の損害がそれぞれ発生している。同時点までの既払額 72 万円を控除すると、1008 万円となる。

原告番号 20 には、精神的損害(避難に関する慰謝料 530 万円、コミュニティ侵害に関する慰謝料 250 万円) として、平成 30 年 1 月 26 日時点で、780 万円の損害が発生している。同時点までの既払額 72 万円を控除すると、708 万円となる。

原告番号 21 には、精神的損害(避難に関する慰謝料 550 万円) として、平成 30 年 1 月 26 日時点で、550 万円の損害が発生している。

原告番号 22 には、精神的損害(避難に関する慰謝料 400 万円) として、平成 30 年 1 月 26 日時点で、400 万円の損害が発生している。

(9) 世帯番号 9

原告番号 23 には、移動交通費、一時立入費用(帰省費用)、家財道具価値喪失損害、生活費増加費用、就労不能損害、山林の立木・土地の損害、庭の木の伐採・雑草除去費用、精神的損害(避難に関する慰謝料 780 万円、コミュニティ侵害に関する慰謝料 250 万円) を併せると、平成 29 年 9 月 2 日時点で、合計 1734 万 0316 円の損害が発生している。同時点までの既払額 475 万 7971 円を控除すると、1258 万 2345 円となる。

原告番号 24 には、一時立入費用(帰省費用)、生活費増加費用、精神的損害(避難に関する慰謝料 780 万円、コミュニティ侵害に関する慰謝料 250 万円) を併せると、平成 29 年 9 月 2 日時点で、合計 1312 万 0655 円の損害が発生している。同時点までの既払額 211 万 7000 円を控除すると、1100 万 3655 円となる。

(10) 世帯番号 10

原告番号 25 には、移動交通費、一時立入費用(帰省費用)、家財道具購入費用、生活費増加費用、心療内科治療・薬代、精神的損害(避難に関する慰謝料 780 万円、コミュニティ侵害に関する慰謝料 250 万円) を併せると、平成 29 年 9 月 4 日時点で、合計 1295 万円の損害が発生している。同時点までの既払額 12 万円を控除すると、1283 万円となる。

(被告ら)

否認ないし争う。各原告らの相当損害額は、争点 7 で主張したとおりであり、中間指針等及び被告東電の賠償方針は、合理的に定められたものであるから、原告らについてこれを超える損害はない。

3 被告東電の弁済

(被告ら)

被告東電は、中間指針等に基づいて、避難者の旧居住地の区域ごとに被告東電の賠償方針を策定した上で、福島第一発電所事故により各原告が被った精神的損害に対する賠償金(慰謝料)として、各原告に対し、別紙認容額一覧表「既払」欄記載のとおり、支払った。

(原告ら)

認める。

準備書面 29 (省略)

別紙 福島第一原子力発電所 配置図 (省略)

別紙 福島第一原子力発電所 1号機から 4号機 配置図 (省略)

別紙 福島第一発電所 1号機断面図 (省略)

福島第一原子力発電所の電源の構成 (省略)

別紙 地体構造区分 (省略)

別紙 三陸沖北部から房総沖の評価対象領域 (省略)

別紙 日本列島と周辺海域の地震地体構造区分 (省略)